

# 平成 27 年 4 月 1 日 以後 に 開始 する 事業 年度 又は 連結 事業 年度 から 均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について改正されます

平成 27 年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずることとされました。なお、この改正内容は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は連結事業年度から適用されます。

- ① 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する。
- ② 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額とする。

また、千葉市では、法人税割の税率適用区分においても資本金等の額を用いていますが、当該改正後に開始する事業年度又は連結事業年度の法人税割の税率適用区分で用いる資本金等の額は、①の措置を講じた額となります。

事業年度 又は 連結事業年度開始の日	資 本 金 等 の 額	税率適用区分の基準とする額	
		均 等 割	法 人 税 割
平成 27 年 3 月 31 日以前	法人税法に規定する資本金等の額 又は 連結個別資本金等の額      : ア	ア	ア
平成 27 年 4 月 1 日以後	アに①の措置を講じた額      : ア'	$ア' \geq イ \Rightarrow ア'$ $ア' < イ \Rightarrow イ$	ア'

ア：(改正前) 資本金等の額 、 ア'：(改正後) 資本金等の額 、 イ：資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額

## ◆ 算定の基準日

資本金等の額、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額、従業者数の合計数の主な申告における算定の基準日は下表のとおりです。

申告の種類	資本金等の額 資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額	従業者数の合計数
確定申告	事業年度又は連結事業年度の末日	
仮決算による中間申告	仮決算の課税標準の算定期間の末日	
予定申告	前事業年度又は前連結事業年度の末日	事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日

## ◆ 注意点

- 資本金等の額の算定にあたって、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除する場合は、その内容を証する書類を申告書に添付する必要があります。
- 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る予定申告における均等割の税率適用区分の基準とする額には、改正前の資本金等の額を用います（上表の「ア」）。